



長野県伝統的工芸品産業振興方針をとりまとめました

県では、長野県伝統的工芸品産業の振興を推進するため、この度「長野県伝統的工芸品産業振興方針」をとりまとめました。

策定の趣旨

「長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例」第4条において、県は基本理念にのっとり施策を総合的に策定し、実施することとされています。

これを踏まえ、この方針は、施策の柱・方向性・展開を定めた上で効果的に施策を実施するため策定し、この方針に基づき県内の伝統的工芸品産業振興に取り組んでまいります。

方針のポイント

○3つの施策の柱

「1. ファンの拡大(ひろげる)」「2. 後継者の確保・育成(つなぐ)」「3. 売上の拡大(のぼす)」の3本の施策の柱を基本として、柱に紐づく施策の方向性に基づき伝統的工芸品産業の振興に取り組めます。

この方針に沿って、伝統的工芸品を未来につなぐ環境をつくり、県、市町村、事業者等が一体となって長野県伝統的工芸品の振興を推進します。

○今後検討すべき施策は「視点」としてまとめ

長野県伝統的工芸品産業振興審議会で出された意見等を参考に「視点」としてまとめ、今後順次、実行に向けた検討を行い、目途が立ったものから、具体的なアクションに結び付けてまいります。

○柔軟にバージョンアップ

この方針は、施策の実績を毎年更新するほか、社会情勢の変化、審議会の意見、現行施策のたな卸しなどを踏まえ、柔軟に軌道修正し、都度バージョンアップします。

「長野県伝統的工芸品産業振興方針【概要版】」及び本編の「長野県伝統的工芸品産業振興方針」は、次の長野県公式ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/mono/sangyo/shokogyo/seikatsu/densanshinkohousin.html>

【参考】[策定までの経過]

- ・「長野県の美しい伝統的工芸品を未来につなぐ条例」第13条に基づく審議会を、令和5年11月21日(火)に開催し、伝統的工芸品産業振興施策の方向性(たたき台)について検討
- ・審議会において委員からいただいた意見を踏まえて、振興方針を策定

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン3.0
~大変革への挑戦「ゆたかな社会」を実現するために~

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担当 産業労働部 産業技術課
保安・伝統産業係 永原、伊藤
電話 026-235-7133 (直通)
E-mail sangi@pref.nagano.lg.jp